県章

三重県公報

平成29年3月14日（火）
第　2885　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
159	戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（戦略企画総務課）	2
	選　管　告　示		
22	三重県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録に関する事項	（選挙管理委員会）	2
23	三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における候補者届出の書類等を選挙長又は県の選挙管理委員会に提出すべき場所について	（　同　）	2
	公　　告		
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水産資源課）	3
	河川整備基本方針を定めた旨及びその関係図書の縦覧	（河川課）	3
	同件	（　同　）	4
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	4
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	4
	人事委公告		
	平成29年度三重県警察官Ａ採用候補者試験の実施	（人事委員会）	5
	選　管　公　告		
	立候補予定者に対する説明会の開催	（選挙管理委員会）	6
	正　　誤		
	平成29年2月28日付け三重県公報第2881号	（流域管理課）	6

告　　示

三重県告示第159号

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成29年3月14日

三重県知事　鈴　木　英　敬

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

戦略企画部関係補助金等交付要綱（平成27年三重県告示第178号）の一部を次のように改正する。

別表1に次のように加える。

2	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金	県内の条件不利地域での居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内への定着を促進する。	在学中に支援対象者として認定を受け、大学等を卒業した者が、就業し、条件不利地域に居住する場合に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の一部の助成を行うのに要する経費	別に定める。	別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の戦略企画部関係補助金等交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金等から適用する。

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第22号

平成29年4月16日執行予定の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関して次のとおり定めましたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

平成29年3月14日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

1　被登録資格の決定の基準となる日

平成29年4月6日。ただし、年齢については、平成29年4月16日とします。

2　登録を行う日

平成29年4月6日

3　縦覧に供する期間

平成29年4月7日

三重県選挙管理委員会告示第23号

平成29年4月16日執行予定の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めます。

平成29年3月14日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

1　候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会に提出すべき場所

伊勢市勢田町628番地2　三重県伊勢庁舎4階　三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室。ただし、平成29年4月7日に限り、三重県伊勢庁舎4階　402会議室とする。

2　政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所

津市広明町13番地　三重県庁2階　三重県選挙管理委員会室。ただし、平成29年4月7日に限り、伊勢市

勢田町 628 番地 2　三重県伊勢庁舎 4 階　402 会議室とする。

公　　告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

変更前

2　第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の平成 28 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 28 年 1 月から 12 月まで	6,000 トン
まいわし	平成 28 年 1 月から 12 月まで	60,000 トン
まさば及びごまさば	平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで	59,000 トン
するめいか	平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	（注）
まあじ	平成 29 年 1 月から 12 月まで	5,000 トン
まいわし	平成 29 年 1 月から 12 月まで	30,000 トン
まさば及びごまさば	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	（注）
するめいか	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	（注）

（注）　さんま、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

変更後

2　第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の平成 28 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 28 年 1 月から 12 月まで	6,000 トン
まいわし	平成 28 年 1 月から 12 月まで	60,000 トン
まさば及びごまさば	平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで	59,000 トン
するめいか	平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	（注）
まあじ	平成 29 年 1 月から 12 月まで	5,000 トン
まいわし	平成 29 年 1 月から 12 月まで	30,000 トン
まさば及びごまさば	平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで	（注）
するめいか	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	若干

（注）　さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　河川整備基本方針を定めた河川名

二級河川井戸川水系

2　縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　河川整備基本方針を定めた河川名

二級河川前川水系

2　縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県志摩建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、菰野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

四日市都市計画下水道

流域関連菰野町公共下水道

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 2 月 17 日	員弁郡東員町大字鳥取字東之内 917-2	員弁郡東員町大字中上 790-1 有限会社だいち 取締役　福　本　美津子
平成 29 年 2 月 17 日	三重郡川越町大字当新田字出口 178-1 ほか 1 筆	桑名市大字江場 494-5 株式会社カネカ 代表取締役　産屋敷　康　生
平成 29 年 2 月 21 日	松阪市下村町字坊山 1964-11 ほか 1 筆	松阪市田原町 147-15 石　井　　勝 石　井　康　子
平成 29 年 2 月 23 日	多気郡明和町大字志貴字下川原 1335-1 ほか 1 筆	多気郡明和町大字志貴 1334 社会福祉法人ウェルハート厚生会 理事長　西　村　昭　徳
平成 29 年 2 月 24 日	いなべ市員弁町御薗字道北 580-6	津市栄町 1 丁目 100 警察共済組合 三重県支部長　森　元　良　幸
平成 29 年 2 月 24 日	松阪市伊勢寺町字向山 2579-36	松阪市久保町 1855-593 松　倉　久　登
平成 29 年 2 月 28 日	三重郡菰野町大字神森字南川原 605-3	三重郡菰野町大字菰野 1037-5 ピアネーズ東町 102 梅　本　幸　尚 梅　本　美穂子

人 事 委 公 告

平成 29 年度三重県警察官Ａ採用候補者試験（1 回目）を次のとおり実施します。

平成 29 年 3 月 14 日

三重県人事委員会委員長　　竹　　川　　博　　子

1　試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数	
警察官Ａ	男性	約 43 名	
	女性	約 8 名	
	武道	柔道	約 2 名
		剣道	約 2 名
	情報技術	約 1 名	

2　職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3　給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4　受験資格

(1)　昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた人（「警察官Ａ（男性）」にあっては男性、「警察官Ａ（女性）」にあっては女性とします。）で、次に掲げるもの

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び平成 30 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの人

イ　三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(2)　次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア　日本の国籍を有しない人

イ　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

5　第 1 次試験

(1)　試験種目

警察官Ａ（男性・女性）　教養試験及び体力試験Ⅰ

警察官Ａ（武道）　教養試験、体力試験Ⅰ及び実技試験

警察官Ａ（情報技術）　教養試験、体力試験Ⅰ及び専門試験Ⅰ

(2)　試験日

平成 29 年 5 月 14 日（日）

(3)　試験会場

ア　警察官Ａ（男性・女性）

三重県立看護大学（津市夢が丘 1 丁目 1 番地 1）

イ　警察官Ａ（武道・情報技術）

三重県警察本部（津市栄町 1 丁目 100 番地）

6　第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1)　試験種目

論文試験、人物試験、体力試験Ⅱ、適性検査及び身体検査

(2)　試験日及び試験会場

平成 29 年 6 月中旬から同年 7 月上旬までの指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7　受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、三重県内の各地域防災総合事務所及び地域活性化局、志摩建

設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課並びに三重県内の各警察署

8　受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9　受験申込書の受付期間

平成 29 年 3 月 14 日（火）から同年 4 月 18 日（火）までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 29 年 4 月 18 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、平成 29 年 4 月 18 日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10　採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として平成 30 年 4 月 1 日の予定です。

11　その他

(1)　警察官Ａ（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約 3 名です。

(2)　この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

(3)　この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004　津市栄町 1 丁目 891 番地　三重県勤労者福祉会館内　電話 059-224-2932）へしてください。

選　管　公　告

平成 29 年 4 月 16 日執行予定の三重県議会議員鳥羽市選挙区補欠選挙における立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

平成 29 年 3 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長　　宮　　嵜　　慶　　一

1　日時　平成 29 年 3 月 24 日　午後 2 時

2　場所　鳥羽市鳥羽三丁目 8 番 3 号

鳥羽市民文化会館 3 階中会議室

正　　誤

平成 29 年 2 月 28 日付け三重県公報第 2881 号に登載しました、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の告示中

ページ	行	誤	正
5	下から 3	津市美杉町諏訪	津市美杉町太郎生

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/